

親和中学校・親和女子高等学校育友会規約

第 1 条 本会は親和中学校・親和女子高等学校育友会と称し、事務所を親和中学校・親和女子高等学校内に置く。

第 2 条 本会は親和中学校・親和女子高等学校の自主性を尊重し、学校家庭一体となり、教職員生徒の研究を援助し、民主的教育の推進に努め、併せて会員相互の親睦を図るを以て目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行なう。

- 1 学校家庭の連絡
- 2 生徒の教育活動への助成
- 3 会員の文化教育の向上と教育方法の研究
- 4 教職員の研究の助成その他厚生に関する事項
- 5 学校施設設備の補繕充実の助成
- 6 その他必要な事

第 4 条 本会の会員は親和中学校・親和女子高等学校生徒の保護者またはこれに代わる保護者（以下保護者という。）、学校長、教職員とする。

第 5 条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会 長 1 名（保護者）
- 2 副 会 長 3 名（教職員及び保護者）
- 3 顧 問 1 名（学校長）
- 4 相 談 役 若 干 名（会員中より会長にこれを委嘱する）
- 5 書 記 3 名（教職員及び保護者）
- 6 会 計 3 名（教職員及び保護者）

第 6 条 顧問、相談役を除き、総会において選出する役員の任期は1か年とする。

第 7 条 本会に次の委員を置く。

- 1 企画委員 **各学級ごとに2名。担当を以下の3委員に分ける。
ただし、クラス人数が少ない場合は、会長了解のもと選出しない場合がある。**
 - (1) 教育・保健体育部委員 保護者：各学年ごとに5名 教職員：若干名
 - (2) 文化 部 委 員 保護者：各学年ごとに5名 教職員：若干名
 - (3) 厚 生 部 委 員 保護者：各学年ごとに10名 教職員：若干名
- 2 学級委員 保護者：各学級ごとに2名 教職員：各学年担任
- 3 会計監査委員 8名 保護者：各学年ごとに1名 教職員：2名

第 8 条 委員は各学級において互選する。

なお、保護者会員は各委員の選出を学級担任に委任することができる。

企画委員は各部ごとに委員会を構成し、委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）を互選する。

学級委員は各学年ごとに委員会を構成し、委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）を互選する。

会計監査委員は委員会を構成し、委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）を互選する。

委員の任期は1か年とする。

会長は必要に応じて特別委員会を設けて、臨時にその委員を委嘱することができる。

第 9 条 役員並びに委員の任務

- 1 会長は会務を総理し本会を代表する。また総会を司会し、必要ある場合は、役員会、実行委員会及び委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- 3 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役は会長の相談に応ずる。
- 5 書記はすべての会合並びに会の活動状況を記録し、各会合の通知を発送する。
- 6 会長はすべての収入、支出の記録と領収書を保管し、会計簿は常に会員の閲覧に供する。また、総会において会計の報告をなし、承認を求める。
- 7 企画委員並びに学級委員は、本会の会務遂行の上においてその事業を企画協議し、実行委員会の承認を経て、その実施に参加する。
- 8 企画委員の各部が行う事業は別表のとおりとする。
- 9 会計監査委員は毎学期会計を審査する。

第10条 実行委員会は役員及び各委員長並びに副委員長を以って構成し、各委員会によって立案された事業計画の連絡承認、予算案の審議、総会に提出する議案、報告等、会の総合的な事務事業について協議する。教職員は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第11条 本会の経費は会員の会費及びその他によって支弁する。

第12条 会費月額金900円とし、毎月これを徴収する。但し一家庭に姉妹2人以上在学する場合は、姉を900円とし次妹以下はその半額とする。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第14条 総会は毎年1回これを開く。必要があれば臨時に開くことができる。
2 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし委任状をもって出席にかえることができる。

第15条 育友会の事業に関する緊急の案件について、総会又は実行委員会を開くことができない場合は、会長がこれを専決する。
2 会長は、前項の措置をとったときは、次の総会又は実行委員会に報告し、その承認を得なければならない。

第16条 本会の規約は総会の決議によって変更することができる。
附則 この規約は、昭和23年5月15日から施行する。
附則 この規約は、昭和37年2月17日から施行する。
附則 この規約は、昭和50年5月12日から施行する。
附則 この規約は、昭和58年2月7日から施行する。
附則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
附則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
附則 この規約は、令和2年7月5日から施行する。
附則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(別表) 企画委員各部の事業

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 教育・保健体育部 | ・ 制服リサイクル |
| | ・ 心肺蘇生法講習会 |
| (2) 文化部 | ・ 文化祭の育友会展示 |
| | ・ 育友会歌舞伎等鑑賞会 |
| | ・ 育友会社会見学バス旅行 |
| | ・ 会誌「あふひ」の発行 |
| (3) 厚生部 | ・ 文化祭バザー |

※ 旧施設部の事業(施設整備の拡充および修理費の承認)は、第5条に定める役員に引き継がれる。